

第 31 回 佐川町農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 平成 28 年 11 月 29 日(火) 午前 9 時 30 分～午前 11 時 20 分
- 2、開催場所 佐川町役場 二階大会議室
- 3、出席委員 (14 人)

会 長	17 番	北添	正男
会長職務代理者	16 番	武石	悦雄
委 員	1 番	岡添	輝男
	2 番	刈谷	哲二
	3 番	田村	営幸
	4 番	藤原	健祐
	5 番	廣瀬	正直
	6 番	邑田	昌平
	9 番	尾碕	藤吉郎
	10 番	上岡	民典
	12 番	佐藤	良一
	13 番	織田	和主
	14 番	大谷	恵呉
	15 番	横畠	増吉

- 4、欠席委員 (2 人) 7 番 氏原 延 ・ 8 番 今橋 壽子 【 11 番 欠 番 】

5、議事日程

- 第 1 開 会
- 第 2 議事録署名委員の選任について
- 第 3 報告事項の報告について
- 第 4 議 事
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件について
 - 第 2 号議案 農地法第 5 条に関する件について
 - 第 3 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件について
 - 第 4 号議案 農業振興地域除外に関する件について
 - 第 5 号議案 遊休農地利用意向調査に関する件について
 - 第 6 号議案 佐川町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程について
- 第 5 その他
- 第 6 閉 会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	公 文	博 章
主 任	田 村	麻 美
主 任	氏 原	謙

臨時職員 大原 彰子

7、会議の概要

議長

それでは、ただ今より第31回農業委員会総会を開会します。本日の出席者は14名です。定足数に達していますので、会議は成立します。なお、7番氏原委員と8番今橋委員より欠席の連絡がっております。

早速ですが、お手元に配付した定例総会議案書の日程に従い、会議を行います。議事日程第2、議事録署名委員の選任について、を議題とします。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、会長が指名することとなっていますので、私が指名します。1番岡添委員と2番刈谷委員にお願いします。

続きまして、日程第3、報告事項の報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局長

それでは、日程第3、報告事項について、報告させていただきます。1、本月中の会議と主たる処理事項についてですが、11月1日、町長との2回目の農業委員会改革協議が役場二階小会議室であり、会長・職務代理と事務局の田村主任・氏原主任が出席しました。町長部局からは、町長・副町長と篠原総務係長が出席し協議した結果、農業委員の定数を9人・農地利用最適化推進委員の定数を13人とし、現農業委員数より6人増の22人と成りました。また、月額報酬につきましては農業委員・農地利用最適化推進委員とも現行のままで、会長報酬だけ8千円増額することにした。また、今後の農地利用最適化推進活動実績に応じて、能率給を支出できるように新たに追加しました。11月11日、平成28年度農業者年金研修会が、いの町の農業大学で開催され、田村主任が出席しました。11月14日、平成28年度斗賀野地区を考える会が高吾農業改良普及所で開催され、田村主任が出席しました。11月17日、平成28年度後期(第100回)高岡郡協議会が土佐市の防災センターで開催され、北添会長と事務局の私及び田村・氏原主任の4人が出席しました。11月24日、第8回佐川町農業関係機関打合せ会が高吾農業改良普及所で開催され、田村主任が出席しました。11月28日・29日、平成28年度中国・四国ブロック女性農業委員研修会が、高知市の三翠園ホテルで開催され、氏原委員と今橋委員の2人が参加し、昨日は北添会長と氏原主任も参加しました。そして本日、平成28年度第31回佐川町農業委員会定例会が開催されております。

続きまして、2、賃貸借解約届について報告します。一件目の地区は で所有者は、(亡) (相続人代表) さん、耕作者は さんで、土地の表示は佐川町 字 番 外 筆・地目は 筆とも で合計面積は m^2 ・受付日は平成28年11月1日、解約日は平成28年10月31日です。

二件目の地区も で所有者は、(亡) (相続人代表) さん、耕

作者は(亡) (相続人代表) さんで、土地の表示は佐川町 字
番・地目は で面積は m^2 ・受付日は平成 28 年 11 月 1 日、解約
日は平成 28 年 10 月 31 日です。

三件目の地区も で所有者は、(亡) (相続人代表) さん、耕
作者は さんで、土地の表示は佐川町 字 番外 筆・地
目は 筆とも で合計面積は m^2 ・受付日は平成 28 年 11 月 1 日、解約日は平
成 28 年 10 月 31 日です。

続きまして、3、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告します。
一件目地区は で届出人は さん、土地の表示は佐川町 字
番外 筆、地目は田が 筆で面積が m^2 ・畑が 筆で面積が m^2 ・合
計面積が m^2 ・受付日は平成 28 年 10 月 20 日、受理日は平成 28 年 10 月 20
日・登記原因は平成 27 年 7 月 28 日相続とのことです。

二件目地区も で届出人は さん、土地の表示は佐川町 字
番外 筆、地目は畑が 筆で面積が m^2 ・田が 筆で面積が m^2 ・
合計面積が m^2 ・受付日は平成 28 年 10 月 25 日、受理日は平成 28 年 10 月 25
日・登記原因は平成 28 年 5 月 26 日相続とのことです。

三件目地区は で届出人は さん、土地の表示は佐川町字
番外 筆、地目は畑が 筆で面積が m^2 ・田が 筆で面積が
 m^2 ・合計面積が m^2 ・受付日は平成 28 年 11 月 14 日、受理日は平成 28 年 11
月 15 日・登記原因は平成 23 年 2 月 27 日相続とのことです。

四件目地区は で届出人は 県の さん、土地の表示は佐川町 字
番外 筆、地目は田が 筆で面積が m^2 ・畑が 筆で面積が m^2 ・
合計面積が m^2 ・受付日は平成 28 年 11 月 14 日、受理日は平成 28 年 11 月 15
日・登記原因は平成 28 年 9 月 18 日相続とのことです。

続きまして、4、時効取得について報告します。件数は2件です。一件目の地区
は で登記義務者は 市の さん、登記権利者は 県の
さんです。土地の表示は佐川町 字 番外 筆・地目は 筆とも で
合計面積は m^2 ・登記目的は所有権移転で、登記原因は昭和 63 年 12 月 30 日、
時効取得とのことです。

二件目の地区も で登記義務者は 県の さん、登記権利者は
市の さんです。土地の表示は佐川町 字 番・現況地目は
で面積は m^2 ・登記目的は所有権移転で、登記原因は昭和 63 年 12 月 30 日、
時効取得とのことです。

以上で、報告を終わります。

議長

報告事項の報告が終わりました。何か質問等ありませんか。

(質問等なしの声)

議長

質問等ありませんので、これで報告を終わります。 続きまして、日程第4、「第1号議案 農地法第3条に関する件」を議題とします。それでは、28-24番について、事務局の説明をお願いします。

田村主任

それでは28-24番を説明します。譲渡人は さん、譲受人は さん、土地の所在地は佐川町 字 番 外 筆・地目は 筆とも で 合計面積は m²、譲渡理由は贈与です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。なお、譲受人は農地を耕作しており、下限面積要件も満たしております。 以上です。

議長

それでは、確認委員さんの確認報告をお願いします。

田村主任

8番今橋委員さんが欠席していますが、調査票は提出されていますので、読ませて頂きます。申請地は 集落にあり、現在野菜が栽培されています。譲受人は親族関係にあり農地を耕作しており、農機具類も所有しております。譲渡を受ける土地については、ニラを栽培することと、地元での調和要件も全て満たしています。農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可をしても何も問題無いとのことです。

議長

それでは、確認報告を踏まえ、何かご質問等はございませんか。

(質問等なしとの声)

議長

質問等ありませんので、お諮りします。「第1号議案 農地法第3条に関する件」24番については、原案どおり決したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

13人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第1号議案 農地法第3条に関する件」24番については、原案どおり決定しました。

引き続きまして、25番・26番の2件について、を一括議題としますが、ここで利害関係のある9番尾碕委員の退席を求めます。

(尾碕委員退席する。)

それでは事務局の説明をお願いします。

田村主任

それでは 28-25 番を説明します。譲渡人は佐川町の さんと 県の
 さんと 県の さんの 3 人共有で、譲受人は さん、
土地の所在地は佐川町 字 番外 筆・地目は 筆とも で合計面積
は m²、譲渡理由は売買です。

続きまして 28-26 番を説明します。譲渡人は さん、譲受人は
 さん、土地の所在地は佐川町 字 番・地目は で面積は m²、
譲渡理由は売買です。

以上 2 件とも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを
満たしていると考えられます。なお、2 件とも譲受人は農地を耕作しており、下限
面積要件も満たしております。

議長

それでは、確認委員さんの確認報告をお願いします。

田村主任

7 番氏原委員さんが欠席していますが、調査票は提出されていますので、読ませ
て頂きます。25 番の申請地は ・ 集落にあり、現在生姜が栽培
されています。譲受人は農地を所有者として管理しております。譲渡を受ける土地
についても、引き続き委託して生姜を栽培するとのことで、地元での調和要件も全
て満たしています。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないので、許可をしても何も
問題無いとのことです。

続きまして 26 番を読ませて頂きます。申請地は 集落にあり、現在生姜が
栽培されています。譲受人は同一人で既存の農地を管理しております。譲渡を受け
る土地についても、同じく委託して生姜を栽培するとのことで、地元での調和要件
も全て満たしています。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないので、許可をしても
何も問題無いとのことです。

議長

それでは、確認委員さんの確認報告を踏まえ、何かご質問等はございませんか。

(質問等なしとの声)

議長

質問等ありませんので、お諮りします。「第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件」
25 番・26 番については、原案どおり決したいと思います。賛成の方の挙手をお
願いします。

委員

12人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第1号議案 農地法第3条に関する件」25番・26番については、原案どおり決定しました。ここで、9番尾碕委員の入室を認めます。

(尾碕委員復席する。)

引き続きまして、27番について、を議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

田村主任

それでは28-27番を説明します。譲渡人は(亡) (相続財産管理人) さん、譲受人は さん、土地の所在地は佐川町 字 番 外 筆・地目は 筆とも で合計面積は m²、譲渡理由は売買です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。なお、譲受人は農地を耕作しており、下限面積要件も満たしております。 以上です。

議長

それでは、確認委員さんの確認報告をお願いします。

13番織田委員

それでは27番を報告します。申請地は 集落にあり、現在野菜が栽培されています。譲受人は農地を耕作しており、農機具類も所有しております。譲渡を受ける土地については野菜を栽培するとのことで、地元での調和要件も全て満たしています。農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可をしても何も問題無いと思います。

議長

それでは、確認委員さんの確認報告を踏まえ、何かご質問等はございませんか。

(質問等なしとの声)

議長

質問等ありませんので、お諮りします。「第1号議案 農地法第3条に関する件」27番については、原案どおり決したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

1 3人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第1号議案 農地法第3条に関する件」27番については、原案どおり決定しました。

続きまして、「第2号議案 農地法第5条に関する件」10番・11番の2件について、を一括議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

氏原主任

それでは、「第2号議案 農地法第5条に関する件」の10番を説明します。譲渡人は さん・ さん・ さん及び 市の さんの4人で、譲受人は(株) (代表取締役) さんです。土地の所在地は佐川町字 番外 筆で、登記地目は 筆とも で合計面積が m^2 です。転用目的は、太陽光発電システムを設置するために、転用することです。

農地区分につきましては、申請地が鉄道の駅(駅)から概ね300m以内にある農地で、第3種農地に該当すると判断されます。

続きまして11番を説明します。譲渡人は さんで、譲受人は 住宅 こと さんです。土地の所在地は佐川町 字 番 で、登記地目は で面積が m^2 です。転用目的は、分譲住宅を建築するために、転用することです。

農地区分につきましては、申請地が鉄道の駅(駅)から概ね500m以内にある農地で、第2種農地に該当すると判断されます。 以上です。

議長

それでは、順次確認委員さんの確認報告をお願いします。

4番藤原委員

それでは10番を報告します。申請地は 集落にあり、事務局の説明どおり、太陽光発電システムを設置するものです。申請地については JR 駅から北北西に約100mの位置にあり、北側は農地(田)と接し、東側は鉄道用地に接し、南側及び西側は宅地及び農地(田)と接した土地で、進入も可能で何も問題ありません。土地改良区でもありませんし、農地の関係者には略承諾をもらっています。また、譲受人には誓約書も入れてもらっているので何も問題ありません。なお、農地関係者以外の方にも事業計画についての説明をしております。

以上です。

10番上岡委員

それでは11番を報告します。申請地は 集落にあり、事務局の説明どおり、分譲住宅4戸を建築するものです。申請地については JR 駅から北東に約350mの位置にあり、北側は道路・川及び農地(田)に隣接し、東側は農地(田)に接

し、南側は道路と接し、西側は農地(田)に隣接しています。農地の関係者には全員承諾をもらっていますし、何も問題ありません。進入路や排水設備等にも問題なく、土地改良区でもありません。 以上です。

議長

確認委員さんの報告が終わりました。確認委員さんの確認報告を踏まえ、何かご質問等はありませんか。

(質問等なしとの声)

議長

質問等ありませんのでお諮りします。「第3号議案 農地法第5条に関する件」10番・11番は原案どおり決したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

13人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第2号議案 農地法第5条に関する件」10番・11番は、原案どおり決定しました。 続きまして、「第3号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」11月分を議題とします。 件数は6件です、6件を一括議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

田村主任

それでは86番を説明します。利用権を設定する者(亡) (相続人代表) さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番、地目は で面積は m²です。設定期間は平成28年12月1日から平成33年11月30日までの5年間の賃貸借権の新規設定です。

続きまして87番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番 ・地目は で面積は m²です。設定期間は平成28年12月1日から平成38年11月30日までの10年間の賃貸借権の再設定です。

続きまして88番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番 ・地目は で面積は m²です。設定期間は平成28年12月1日から平成33年11月30日までの5年間の賃貸借権の再設定です。

続きまして89番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町字 番 外 筆 ・地目は 筆とも で合計面積は m²です。設定期間は平成28

年12月1日から平成33年11月30日までの5年間の賃貸借権の新規設定です。

続きまして90番を説明します。利用権を設定する者(亡) (相続人代表) さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番1・地目は で面積は m²です。設定期間は平成28年12月1日から平成33年11月30日までの5年間の使用貸借権の再設定です。

続きまして91番を説明します。この案件は利用権設定等促進事業により土地の所有権移転を行うものです。所有権の移転をする者 さん、所有権の移転を受ける者(公益財団法人) (理事長) さん、所有権の移転をする土地は、佐川町 字 番 外 筆・地目は 筆とも で合計面積は m²です。

以上、6件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それでは86番から順次、確認委員の報告をお願いします。

10 番上岡委員

それでは86番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権の設定を受ける者は、水稻を栽培すること、調和要件も全て満たしております。事務局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしていますので、何も問題ありません。

田村主任

7番氏原委員さんが欠席していますが、調査票は提出されていますので、読ませて頂きます。申請地は 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権の再設定を受ける者は引き続き水稻を栽培すること、調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていますので、何も問題ありませんとのこと。

続きまして88番を読ませて頂きます。申請地は 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権の再設定を受ける者は引き続き水稻を栽培すること、調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていますので、何も問題ありませんとのこと。

4 番藤原委員

それでは89番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権の設定を受ける者は、野菜を栽培すること、調和要件も全て満たしております。事務局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしていますので、何も問題ありません。

田村主任

8 番今橋委員さんが欠席していますが、調査票は提出されていますので、読ませて頂きます。申請地は 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権の再設定を受ける者は親子関係で、引き続き水稻を栽培するとのことで、調和要件も全て満たしております。事務局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしておりますので、何も問題ありませんとのことです。

1 番岡添委員

それでは 91 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は水稻とハウストマトを栽培している土地です。所有権の移転を受ける者は(公益財団法人) で利用権設定等促進事業により土地の所有権を移転するものです。事務局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしておりますので、何も問題ありません。

議長

確認委員の報告が終わりました。何か質問等はありませんか。

(質問等なしとの声)

議長

それでは、採決に移ります。「第 3 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」86 番から 91 番の 6 件については、原案どおり決したいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

委員

1 3 人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第 3 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」、86 番から 91 番の 6 件については原案どおり決定しました。

従いまして、86 番から 91 番迄の佐川町農用地利用集積計画については、平成 28 年 11 月 29 日開催の総会において審議の結果、所有権移転、利用権及び賃貸借権の設定を受ける者、並びに当該土地についての所有者又は使用収益権を有する者の同意を得ており、かつ、農地法等関係法令に抵触するものでなく適当と認める。との意見書を町長宛に送付致します。

続きまして「第 4 号議案 佐川町農業振興地域整備計画変更に関する件」、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

田村主任

それでは、「第4号議案 佐川町農業振興地域整備計画変更に関する件」について、ご説明します。農振農用地域から除外される申請が1件出ております。

所有者は の さん、転用予定者は さんで土地の表示は佐川町 字 番・地目は で除外面積は m²の内 m²・除外理由は、墓地建設とのことです。

議長

それでは、農振農用地域からの除外に関する件について、確認委員の報告をお願いします。

13 番織田委員

当該土地は の 氏所有の土地で、北東側は道を挟んで農地(畑)と接し、南東及び南・西及び北西側は申請者の農地(田)と成っている。道を挟んでの隣接土地所有者も 氏であり問題ありません。
この転用は さんが墓地（納骨堂）を建設するためのものです。

議長

確認委員の報告が終わりました。農振地除外について、何か質問等はありませんか。

（ 質問等なしとの声 ）

議長

無いようですので、第4号議案 佐川町農業振興地域整備計画変更に関する件について、町長宛に変更案について異議ありません、と回答することに異議ありませんか。

（ 全員異議なしとの声 ）

議長

全員異議ありませんので、第4号議案 佐川町農業振興地域整備計画変更に関する件につきましては、変更案について異議ありませんと報告します。

続きまして、「第5号議案 遊休農地利用意向調査に関する件」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは説明いたします。お手元にある議案資料をご覧ください。平成26年度の法改正に伴い一昨年度から、耕作再開通知に代わり、遊休農地利用意向調査を実施しなくては成らなくなっております。この遊休農地利用意向調査については、全ての遊休農地について実施しなくては成らない事になっております。調査員(農業委

員)の現状判断で、周辺に悪影響を及ぼしている遊休農地(不耕作地)の、結果の集計が出来ましたので、その結果をお手元の資料にしたものであります

町内全体の合計では、243筆(146人)で合計面積が134,207㎡を今回の対象としております。

このことから、利用状況調査で耕作をしていない関係者146人に対して、農地法第32条に基づく、遊休農地利用意向調査書を発送等することにしたと考え、提案しましたので、よろしくお願いします。

会長

このことにつきまして、何か質問等はありませんか。

(質問等なしとの声)

議長

質問等ありませんので、お諮りします。第5号議案 遊休農地利用意向調査に関する件は、事務局と調査員とが協力してチェックのうえ、合意が出来たものから発送等する事にしたいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

13人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、第5号議案 遊休農地利用意向調査に関する件は、事務局と調査員とでチェックのうえ、合意が出来たものから発送等することに決定しました。

続きまして「第6号議案 佐川町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

氏原主任

それでは、第6号議案 佐川町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程について説明させていただきます。このことにつきましては、平成27年の農業委員会等に関する法律の改正により、新たに農地利用最適化推進委員が設けられました。

このことにより、佐川町農業委員会規程第8条の規定に基づき、佐川町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程を制定するものです。それでは、文面を朗読して提案説明に代えさせていただきますので、よろしくお願いします。

佐川町農業委員会訓令第1号、佐川町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程を次のとおり定める。平成28年12月 日、佐川町農業委員会会長 北添 正男、佐川町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程、(趣旨)第1条 この規程は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第17条第1項の規定による佐川町農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の委嘱に関し必要な事項を定めるものとする。(担当区域)第2条 法第17条第2項の規定により農業委員会が定める区域(以下「担当区域」という。)は、別表のとおりとする。(推進委員の選出方法)第3条 推進委員の選出の方法

は、次のとおりとする。(1) 個人からの推薦(2) 法人又は団体(以下「法人等」という。)からの推薦(3) 一般募集(以下「募集」という。)

2 推進委員は、担当区域ごとに、別表に定める数を選出するものとする。

3 同一の者を複数の担当区域に推薦すること又は複数の担当区域に応募することは、妨げないものとする。(被推薦者及び応募者の資格)

第4条 推進委員として推薦を受ける者(以下「被推薦者」という。)及び推薦委員の募集に応募する者(以下「応募者」という。)は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有し、その職務を適切に行うことができる者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。(1) 佐川町内に住所を有する者。ただし、佐川町農業委員会が適任と認める場合は、この限りでない。(2) 佐川町の職員でない者(3) 公租公課の滞納のない者(4) 法第8条第4項各号のいずれにも該当しない者(募集の周知)

第5条 佐川町農業委員会は、推進委員の募集に関して必要な事項について、次に掲げる方法により、周知に努めるものとする。(1) 佐川町広報への掲載(2) 佐川町ホームページへの掲載(3) 佐川町掲示板への掲示(4) その他佐川町農業委員会が適当と認める方法(推薦及び応募の方法)

第6条 推進委員を推薦し、又は推進委員の募集へ応募しようとする者は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める書類を佐川町農業委員会会長に提出しなければならない。(1) 個人からの推薦 様式第1号による推薦書(2) 法人等からの推薦 様式第2号による推薦書(3) 募集への応募 様式第3号による応募申込書(推薦及び募集の期間)

第7条 推薦及び募集の期間は、4週間とする。(推薦及び応募に係る公表)

第8条 推薦及び募集の期間の中間及び終了の時点において、次に掲げる事項を佐川町のホームページ、掲示板等で公表するものとする。(1) 提出された推薦書又は応募申込書に記載された事項(住所、電話番号及び農業所得を除く。)(2) 推薦を受けた者の数(3) 応募をした者の数(候補者の評価)

第9条 佐川町農業委員会は、被推薦者及び応募者について、法第27条に規定する総会において適性を評価し、推薦委員に委嘱する者を選出するものとする。

2 前項に規定する評価に必要な資料は、佐川町農業委員会事務局が調製するものとする。(委嘱)

第10条 佐川町農業委員会会長は、前条第1項の規定により選出された者に対し受諾の意思を確認し、受諾した者に辞令を交付するものとする。(推進委員の補充)

第11条 佐川町農業委員会は、推進委員に欠員が生じたときは、速やかに委員の補充を行うものとする。

2 補充する推進委員の選出の方法は、当初の推進委員の選出の方法に準じて行うものとする。

3 補充された推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、推進委員の委嘱に関し必要な事項は、佐川町農業委員会会長が会議に諮って定める。

附 則 この規程は、公布の日から施行する。です。

なお、第2条及び第3条に出て来る「別表」とは、(通し番号・区域名称・定数)は、1佐川地区 3名、2斗賀野地区 4名、3尾川地区 1名、4黒岩地区 4名、5加茂地区 1名、となっております。

また、公布の日については、佐川町議会 12 月定例会で佐川町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例が制定された後になりま

すので、よろしくお願いします。

議長

ただ今、事務局から説明のありました、第6号議案 佐川町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程について、委員の皆さん何かご意見・ご質問等ありませんか。

(質問等なしとの声)

議長

質問等ありませんので、お諮りします。第6号議案 佐川町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程については、原案どおり決したいと思います、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

13人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、第6号議案 佐川町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程については、原案どおり決定しました。

以上で、今回提出されたすべての議案について、審議を終了いたします。

つづきまして、日程第4その他の件について、事務局の方からは何か有りませんか。

事務局

それでは、平成28年度の農業者年金加入推進活動計画について、委員の皆さんにお願いしたいと思います。以前にお配りしております計画資料のとおり、12月と2月の2ヶ月間が、戸別訪問の集中実施期間となっております。年末のお忙しい時期ではございますが、ご協力のほどよろしくお願いします。

なお、農業者年金の勉強会を1月に行いたいと思っていますので、その節はどうぞよろしくお願いします。事務局からは、以上です。

議長

それでは、その他には何かありませんか。

12番佐藤委員

それでは、私の方から提案があります。それは近年耕作者が高齢化してきて、よう作らないと言う人や作ってくれる人もいなくなった。そうかと言って回りの農地には迷惑をかけたくないと思っている人もいる。

以前にも農地貸借の賃料について、標準等を決めた経緯も記憶しています。そこで、農業委員会で草刈りをしてってくれる人に払う賃金を決めて公表するの

はどうかとの提案です。

15 番横畠委員

黒岩地区も同じで、作り手をなんぼ探してもいない。ヨシが生え今に田として、つくれなくなる。草刈りをシルバー人材センターに頼むと 3 万円くらいかかると聞く。安い値段でやっちゃれば、喜ばれるのではないかと思う。

14 番大谷委員

国は農地を守れ、守れと言うが、山間部の農地は守れない。国もどう考えているか分からないし、長期的な展望も見えない。

9 番尾碕委員

現在、産業建設課の事業で中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業などを活用すれば、草刈りも可能ではないかと思う。

13 番織田委員

このことについては、関係機関で考えて行かなくてはならない事だと思う。

事務局長

尾碕委員の意見は理解出来るが、組織のない地域では活用することが出来ないと思う。従って、織田委員の言うように関係機関との連携は必要だと思います。

今回の農業委員会の改革で農業委員と推進委員を合わせれば、委員は増員されるので、新体制になったあかつきには、この問題についても取り組んで行きたいと思います。

議長

それでは、その他には何かありませんか。

委員

(ありませんとの声)

議長

これをもって、第 31 回 佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回総会は平成 28 年 12 月 14 日（水曜日）で、午後 3 時 30 分から佐川町役場二階大会議室で行います。 本日はご苦労様でした。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長

北 谷 正 男

議事録署名人

川 谷 哲 二

議事録署名人

岡 添 輝 男